

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた
感染症対策に関するワーキンググループの開催について

平成31年4月24日
2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会に向けた感染症対策に関する
関係省庁等連絡会議議長決定
令和元年7月19日一部改正

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策の具体的な検討等を行うため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」と言う。）を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局参事官

構成員 内閣官房国際感染症対策調整室参事官
警察庁長官官房給与厚生課長
総務省自治行政局地域力創造グループ地域政策課長
消防庁消防・救急課長
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長
外務省領事局政策課長
財務省関税局総務課長
スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全危機管理官
農林水産省消費・安全局植物防疫課長
農林水産省消費・安全局動物衛生課長
経済産業省大臣官房参事官
国土交通省総合政策局安心生活政策課長
観光庁参事官（MICE推進担当）
防衛省人事教育局衛生官
東京都オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部運営課長
東京都オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部セキュリティ
担当課長
東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課長
東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
大会運営局医療サービス部長

3. ワーキンググループの庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。